

平成18年5月9日

株 主 各 位

茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株 式 会 社 ポ イ ン ト
代表取締役社長 黒 田 博

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会終了後、株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、ご捺印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年5月24日（水曜日）午前11時
2. 場 所 茨城県水戸市宮町一丁目7番
ホテル テラス ザ ガーデン水戸 3階 シーブリーズ
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第56期（平成17年3月1日から平成18年2月28日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書ならびに定款授権に基づく取締役会決議による自己株式取得報告の件
 2. 第56期（平成17年3月1日から平成18年2月28日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
第1号議案 第56期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は後記の「議決権の行使についての参考書類」（34頁から47頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役の報酬額改定の件
第4号議案 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は後記の「議決権の行使についての参考書類」（48頁から51頁まで）に記載のとおりであります。
第5号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は後記の「議決権の行使についての参考書類」（52頁から54頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営 業 報 告 書

〔平成17年 3月 1日から〕
〔平成18年 2月 28日まで〕

I. 営 業 の 概 況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油高などの不安要因もみられましたが、企業業績の改善や設備投資に牽引され、総じて民需主導による景気回復基調を辿りました。

当社グループの属するカジュアルウェア市場においては、春先の低温現象で前半は厳しい情勢で推移しましたが、年度後半は厳冬の影響で冬物衣料の売上が好調に推移した企業が多かったようです。

このような環境の中で、当社グループは「ワクワクする普段着の生活」をお客様に提供し、豊かなライフスタイルを提案し社会貢献を図るという経営理念に基づき、積極的な店舗展開を行ない、ブランド価値の向上を軸とした経営課題に取り組んでまいりました。

当社グループの主力業態である「ローリーズファーム」と「グローバルワーク」は積極的な出店と既存店のリニューアル等により、昨年度に続き大きく売上を伸ばすことができました。上記二本柱に続く業態として、「ジーナシス」、「レイジブルー」、「ハレ」も良好な成長を遂げることができました。また、新たな業態として、「アパートバイロリーズ」1号店の出店、さらに「アンダーカレント」の展開準備を行ないました。

また、台湾の海外子会社である波茵特股份有限公司 (POINT TW INC.) におきましては、新たに台中に1店舗、高雄に1店舗の計2店舗を出店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は490億73百万円（前期比29.8%増）、経常利益は99億57百万円（前期比32.9%増）、当期純利益は55億51百万円（前期比35.7%増）となりました。

商品販売事業における店舗別出店状況は、「レイジブルー」6店舗、「ローリーズファーム」8店舗、「グローバルワーク」15店舗、「ジーナシス」13店舗、「ヘザー」5店舗、「ハレ」2店舗、「ナインブックス」3店舗、「ディーエルエックス」3店舗、「アパートバイロリーズ」1店舗

の計56店舗であります。また、経営効率の改善を図るため2店舗の業態変更を行い、8店舗を閉鎖いたしました。以上により、当連結会計年度末の店舗数は「レイジブルー」23店舗、「ローリーズファーム」100店舗、「グローバルワーク」83店舗、「ジーナシス」35店舗、「ヘザー」23店舗、「ハレ」12店舗、「ナインブックス」10店舗、「アグレア」1店舗、「アパートバイローリーズ」1店舗の国内合計288店舗となり、台湾の「ローリーズファーム」8店舗を加えて当社グループ合計で296店舗となっております。なお、「ディーエルエックス」につきましては、平成18年2月をもって活動休止いたしました。

当連結会計年度の店舗業態別状況を表にまとめますと以下のようになっております。

(単位：店)

店舗業態	店舗数	店 舗 数					当 連 結 会 計 年 度 末 店 舗 数
		当 連 結 会 計 年 度				増 減	
		前 連 結 会 計 年 度 末 店 舗 数	出 店	変 更	閉 鎖		
レイジブルー	18	6	－	△ 1	5	23	
ローリーズファーム	92	8	※ 0	－	8	100	
グローバルワーク	70	15	－	△ 2	13	83	
ジーナシス	23	13	△ 1	－	12	35	
ヘザー	19	5	－	△ 1	4	23	
ハレ	9	2	1	－	3	12	
ナインブックス	8	3	－	△ 1	2	10	
アグレア	1	－	－	－	－	1	
ディーエルエックス	－	3	－	△ 3	0	－	
アパートバイローリーズ	－	1	－	－	1	1	
国内合計	240	56	0	△ 8	48	288	
台湾	6	2	－	－	2	8	
グループ合計	246	58	0	△ 8	50	296	

※ (注) 業態変更による出店1店舗、業態変更による退店1店舗の結果、増減無しとなっております。

商品部門別売上高は、昨年に続き、全部門で順調に伸びいたしました。伸び率では、メンズの売上高が好調（前期比50.1%増）でしたが、構成比としては、前連結会計年度に引き続きレディースが6割を占めています。

商品部門別の売上高及び構成は以下のとおりです。

(単位：百万円)

商品部門	期 間	当連結会計年度		前 期 比 増 減 率 (%)
		売 上 高	構 成 比 (%)	
メンズ (ボトムス・トップス)		9,669	19.7	50.1
レディース (ボトムス・トップス)		31,294	63.8	24.8
雑 貨 ・ そ の 他		8,110	16.5	29.3
合 計		49,073	100.0	29.8

業態別売上高は、主力業態の「ローリーズファーム」（国内のみ）が212億97百万円（前期比16.5%増）、「グローバルワーク」が145億97百万円（前期比37.0%増）となり、大きく伸びております。

また、上記二本柱に続く「ジーナシス」、「レイジブルー」、「ハレ」も良好な成長を遂げることができました。

業態別の売上高及び構成は以下のとおりです。

(単位：百万円)

業 態	期 間	当連結会計年度		前 期 比 増 減 率 (%)
		売 上 高	構 成 比 (%)	
レ イ ジ ブ ル ー		3,741	7.7	47.8
ロ ー リ ー ズ フ ェ ー ム		21,297	43.4	16.5
グ ロ ー バ ル ワ ー ク		14,597	29.7	37.0
ジ ー ナ シ ス		4,047	8.2	67.9
へ ザ ー		1,819	3.7	17.6
ハ レ		1,764	3.6	98.1
ナ イ ン プ ロ ッ ク ス		1,134	2.3	33.5
ア グ レ ア		79	0.2	△62.0
デ ィ ー エ ル エ ッ ク ス		86	0.2	－
ア パ ー ト バ イ ロ ー リ ー ズ		1	0.0	－
そ の 他		0	0.0	△91.4
国 内 合 計		48,570	99.0	29.9
ロ ー リ ー ズ フ ェ ー ム (台 湾)		502	1.0	23.1
グ ル ー プ 合 計		49,073	100.0	29.8

(2) 企業集団の対処すべき課題

わが国の消費環境は、明るさを取り戻しつつありますが、当社グループが属する衣料小売業界では、外資系企業の日本進出やアパレルメーカー等の小売業参入により、ますます競争が激化しております。また「まちづくり3法（改正都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）」の見直しによる郊外での大型商業施設開発の規制が検討される等、出店環境も厳しくなることが予想されます。

そのような環境の中で「勝ち組」として生き残っていくためには、以下のような課題に対処していく必要があると考えております。

- ① 当社グループは、売上高、利益、店舗数等で着実な成長を続けておりますが、それに伴い従業員数・組織の規模も拡大を続けております。その中でいかに情報・ノウハウ・ナレッジを蓄積あるいは共有し、お客様にご満足いただける企業活動につなげていくか、企業としての成

長を図ることは、すなわち企業を支える従業員の成長を図ることであり、従業員がステップアップしていける環境を提供し続けることが課題であると考えております。

- ② 主力業態の売上高は、「ローリーズファーム」が200億円を超え、「グローバルワーク」も100億円台の半ばとなり、ファッションカジュアル市場において相応のポジションを確立しております。そのブランド力を維持、向上させると共に、両ブランドにおいて培った様々なノウハウを他ブランドにも展開することで、複数ブランドによる業容の拡大を図り、経営を安定化させていくことが課題であると考えております。
- ③ 日本は、これから少子高齢化という、かつて経験したことのない社会を迎えます。これに伴う市場の変化やライフスタイルの変化に対応していくため、複数の新ブランドを開発し、育成していくことが必要であると考えております。

(3) 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度においては、所要資金は全て自己資金によって充当し、新規の資金調達は行いませんでした。なお、新株予約権の権利行使（ストックオプション）により、90百万円（99千株）の払込を受けております。

(4) 企業集団の設備投資状況

当連結会計年度においても積極的な出店を展開し、総額26億31百万円の設備投資を実施いたしました。その主な内訳は次のとおりであります。

新規出店に係る建物（店舗設備投資関係）	74百万円
新規出店に係る長期前払費用（店舗設備関係投資）	1億68百万円
新規出店・出店予定に係る保証金敷金	7億2百万円
物流センター建設用地	10億44百万円

(5) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第53期	第54期	第55期	第56期 (当連結会計年度)
売 上 高	20,679,463千円	27,860,450千円	37,795,109千円	49,073,925千円
経 常 利 益	2,808,547千円	4,256,373千円	7,494,060千円	9,957,434千円
当 期 純 利 益	1,538,449千円	2,256,895千円	4,089,436千円	5,551,351千円
1株当たり当期純利益	194円62銭	163円55銭	156円71銭	216円22銭
総 資 産	12,260,242千円	17,777,832千円	23,196,073千円	29,160,510千円
純 資 産	5,864,758千円	10,034,542千円	13,532,623千円	16,847,629千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、株式分割については、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。

また、第54期より、1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2. 第55期より、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第53期及び第54期の数値につきましては同条第3項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けておりませんが、当該数値につきましては証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。
3. 各連結会計年度の主な変動要因は以下のとおりであります。

(1) 第53期は、店舗展開におきましては、収益の中心となっている「ローリーズファーム」店を中心に店舗網の拡大を行い、かつ、ストアブランド比率の向上等によるブランド価値の向上を図りました。また、西日本地域の店舗への配送日数を短縮し、販売機会ロスの削減を図るため、福岡県に設置した第2物流センターが本格稼動に入りました。さらにローカルブランドからグローバルブランドへの脱皮と海外におけるビジネスの拡大を求め、台湾において現地子会社を設立し、店舗展開の準備を進めてまいりました。その結果、売上高は前期比32.5%増となり、経常利益は前期比45.5%増となりました。また、従業員退職金制度変更による適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付引当金戻入益46百万円等を特別利益に、既存店の増床・改装や退店に伴う賃借契約解約損失及び固定資産除却損失計1億23百万円を特別損失に計上しましたが、当期純利益は前期比111.1%増となり、大幅な増収増益となりました。

- (2) 第54期におきましては、当社グループの新たな成長を図るべく、海外での店舗展開の布石として台湾に設立した子会社（波茵特股份有限公司）が、平成15年3月より「ローリーズファーム」店の店舗展開を開始いたしました。一方、物流事業においては、店舗数の増大に伴う取り扱い点数の更なる増加に備え、12月より水戸物流センターにソーターシステム（自動商品仕分装置）を導入いたしました。当連結会計年度につきましても売上高は前期比34.7%増、経常利益は前期比51.6%増となり、前連結会計年度に引き続き大幅な増収増益となりました。
- (3) 第55期におきましては、積極的な店舗展開を行い、ブランド価値の一層の向上を軸とした経営課題に取り組んでまいりました。特に「グローバルワーク」におきましては、郊外のショッピングセンター中心だったこれまでの店舗に加えて、レディース商品を中心に扱う「シュカグローバルワーク」をファッションビル・路面店に出店し、出店地域と業容の拡大を図りました。当連結会計年度につきましても売上高は前期比35.7%増、経常利益は前期比76.1%増となり、前連結会計年度を凌ぐ大幅な増収増益となりました。
- (4) 第56期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「Ⅰ. 営業の概況（1）企業集団の営業の経過及び成果」に記載しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 53 期	第 54 期	第 55 期	第56期(当期)
売 上 高	20,679,092千円	27,619,333千円	37,386,224千円	48,570,763千円
経 常 利 益	2,786,708千円	4,235,490千円	7,445,461千円	9,812,348千円
当 期 純 利 益	1,528,197千円	2,253,787千円	4,072,098千円	5,465,946千円
1株当たり当期純利益	193円32銭	163円32銭	156円8銭	212円90銭
総 資 産	12,227,367千円	17,736,714千円	23,102,008千円	28,929,143千円
純 資 産	5,841,022千円	10,009,216千円	13,489,400千円	16,715,801千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。なお、株式分割については、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。
- また、第54期より、1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
2. 第54期から、商法施行規則に基づいて計算書類等を作成しております。上表において、第53期の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」「1株当たり当期純利益」として表示しております。
3. 各営業年度の主な変動要因は以下のとおりであります。
- (1) 第53期は、店舗展開におきましては、収益の中心となっている「ローリーズファーム」店を中心に店舗網の拡大を行い、かつ、ストアブランド比率の向上等によるブランド価値の向上を図りました。その結果、売上高は前期比32.5%増となり、経常利益は前期比44.7%増となりました。また、従業員退職金制度変更による適格退職年金制度の廃止に伴う退職給付引当金戻入益44百万円等を特別利益に、既存店の増床・改装や退店に伴う賃借契約解約損失及び固定資産除却損失計1億23百万円を特別損失に計上しましたが、当期利益は前期比109.2%増となり、大幅な増収増益となりました。なお、平成14年4月19日付をもって普通株式1株を2株に分割しております。
- さらに、平成14年9月27日付をもって1,000,000株の公募増資と平成14年10月23日付をもって76,800株の第三者割当増資を行い、18億51百万円の資金調達を行った結果、発行済株式総数は8,531,600株となりました。

(2) 第54期は、店舗展開におきましては、第2の主力業態である「グローバルワーク」を中心に店舗網の拡大を行いました。また、新人事制度導入のためのプロジェクトを立ち上げ、報酬・業務・人材育成の一貫性を図るべく検討し、次年度からの導入など管理面の強化を図りました。その結果、売上高は前期比33.6%増となり、経常利益は前期比52.0%増となりました。また、退店や改装に伴う賃借契約解約損失及び固定資産除却損失計2億55百万円を特別損失に計上しましたが、当期純利益は前期比47.5%増となり、大幅な増収増益となりました。

なお、平成15年4月18日付をもって普通株式1株を1.5株に分割しております。さらに平成15年9月26日付をもって1,000,000株の公募増資により20億43百万円の資金調達を行っており、また新株引受権の権利行使により、発行済株式総数は14,178,400株となりました。

(3) 第55期は、第2の主力業態である「グローバルワーク」において、郊外のショッピングセンター中心だったこれまでの店舗に加えて、レディース商品を中心に扱う「シユカグローバルワーク」をファッションビル・路面店に出店し、出店地域と業容の拡大を図りました。その結果、売上高は前期比35.4%増となり、経常利益は前期比75.8%増となりました。また、退店や改装に伴う賃借契約解約損失及び固定資産除却損失計3億20百万円を特別損失に計上しましたが、当期純利益は前期比80.7%増となり、大幅な増収増益となりました。

なお、平成16年4月20日付をもって普通株式1株を1.2株に分割しております。さらに平成16年8月20日付をもって普通株式1株を1.5株に分割しております。また新株引受権の権利行使により、発行済株式総数は25,891,020株となりました。

- (4) 第56期は、主力業態である「ローリーズファーム」と「グローバルワーク」において、積極的な出店と既存店のリニューアル等により、昨年度に続き大きく売上を伸ばすことができました。上記二本柱に続く業態として、「ジーナシス」、「レイジブルー」、「ハレ」も良好な成長を遂げることができました。また、新たな業態として、「アパートバイローリーズ」1号店の出店、さらに「アンダーカレント」の展開準備を行いました。
- その結果、売上高は前期比29.9%増となり、経常利益は前期比31.8%増となりました。また、退店や改装に伴う賃借契約解約損失及び固定資産除却損失計446百万円を特別損失に計上しましたが、当期純利益は前期比34.2%増となり、大幅な増収増益となりました。
- なお、当期において新株予約権の権利行使により99,700株増加し、発行済株式総数は25,990,720株となりました。

II. 企業集団及び会社の概況（平成18年2月28日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

カジュアルウェアを中心とする小売専門店を営んでおります。

(2) 企業集団の主要な事業所

① 当社の主要な事業所

イ. 本店 茨城県水戸市

ロ. 本部 東京都中央区

ハ. 店舗 288店舗

② 子法人等の主要な事業所

イ. 台湾本部 台湾台北市

ロ. 店舗 8店舗

ハ. 物流センター 水戸物流センター、福岡物流センター

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 50,000,000株

② 発行済株式の総数 25,990,720株

(注) 新株予約権の権利行使による99,700株の普通株式発行を行なっております。

③ 1単元の株式の数 10株

(注) 平成18年2月1日をもって1単元の株式数を100株から10株に変更いたしました。

④ 株主数 4,793名

(4) 大株主の状況（上位7名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議決権比率	持 株 数	出 資 比 率
株式会社テツカンパニー	2,174,480株	8.5%	—	—
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	1,720,890株	6.7%	—	—
株 式 会 社 フ ク ゾ ウ	1,510,000株	5.9%	—	—
株 式 会 社 武 平	1,500,000株	5.8%	—	—
株 式 会 社 月 岡	1,500,000株	5.8%	—	—
福 田 三 千 男	1,232,440株	4.8%	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,134,660株	4.4%	—	—

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

① 取得した株式

普通株式	249,657株
取得価額の総額	1,513,940千円
上記のうち定款授権に基づく取締役会決議により買受けた自己株式	
普通株式	248,000株
取得価額の総額	1,505,480千円
買受けを必要とした理由	経営環境の変化に対応した機動的な資本政策実行を可能とするため

② 処分した株式

単元未満株式の買増請求による売却	
普通株式	70株
処分価額の総額	331千円

③ 決算期末において保有する株式

普通株式	431,723株
------	----------

(6) 新株予約権の状況

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとして発行した新株予約権

発行決議の日	平成16年5月26日
新株予約権の数	1,895個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	284,250株
新株予約権の発行価額	無償

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減
846名	154名増

- (注) 1. 上記従業員のほかに、臨時雇用者が1,329名（1日8時間換算した年間平均人数）おります。
2. 上記従業員数には、使用人兼務取締役を含めております。
3. 従業員数が前期末比154名増加しておりますが、これは店舗増加に伴う、人員増によるものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	276名	65名増	29.2歳	4.6年
女性	526名	86名増	26.0歳	2.6年
合計	802名	151名増	27.1歳	3.3年

- (注) 1. 上記従業員のほかに、臨時雇用者が1,195名（1日8時間換算した年間平均人数）おります。
2. 上記従業員数には、使用人兼務取締役を含めております。
3. 従業員数が前期末比151名増加しておりますが、これは店舗増加に伴う、人員増によるものであります。

(8) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

名 称	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ポジック	10,000千円	100.0%	物 流 業 務
波茵特股份有限公司	10,000千台湾ドル	100.0%	台湾における衣料販売業務

② 企業結合の成果

当社の連結対象会社は上記会社2社であります。当社グループの新たな成長を図るべく、海外での店舗展開の布石として台湾に設立した子会社（波茵特股份有限公司）においては、平成15年3月より「ローリーズファーム」の店舗展開を開始しており、当連結会計年度末の店舗数は8店舗となっております。

当連結会計年度の売上高は、490億73百万円（前期比29.8%増）、当期純利益は55億51百万円（前期比35.7%増）となりました。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持 株 数	議 決 権 比 率
株 式 会 社 常 陽 銀 行	111,220千円	18,000株	0.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	47,400千円	—	—

(10) 取締役及び監査役の状況

役 職 名	氏 名	担当又は主な職業
代表取締役会長	福田 三千男	
代表取締役社長	黒田 博	
取締役	石井 稔 晃	常務執行役員営業本部長
取締役	遠藤 洋 一	常務執行役員管理本部長
取締役	勝山 章 廣	常務執行役員開発室担当
取締役	時松 克 治	執行役員情報システム室担当
取締役	日野 力	執行役員内部監査室担当
取締役	櫻井 健 一	執行役員営業副本部長
監査役	新名 宏 志	(常 勤)
監査役	横山 哲 郎	公認会計士・税理士
監査役	前川 渡	弁 護 士
監査役	高橋 惇	

(注) 1. 決算日後における担当の異動は次のとおりであります。

平成18年3月1日付

取締役 遠藤 洋一 常務執行役員業務推進本部長に異動

2. 高橋 惇氏以外の監査役は全て、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(11) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘要
	支 人	給 員 支給額	支 人	給 員 支給額	支 人	給 員 支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	8 名	282,501 千円	4 名	25,065 千円	12 名	307,566 千円	
利益処分による役員賞与	8	73,000	—	—	8	73,000	
計		355,501		25,065		380,566	

- (注) 1. 平成17年5月26日開催の株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額300,000千円（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）であります。
2. 平成17年5月26日開催の株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額50,000千円であります。
3. 上記の支給のほか次のとおりの支給があります。
 使用人兼務取締役1名の使用人分の報酬（賞与含む） 13,591千円
 なお、期末日現在の使用人兼務取締役の人員は1名であります。
4. 期末日現在の取締役の人数は、8名であります。
5. 期末日現在の監査役の人数は、4名であります。

(12) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20,000千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20,000千円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

以 上

記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しており、また消費税等は含めておりません。

貸借対照表

(平成18年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,902,017	流動負債	11,479,191
現金及び預金	14,700,352	買掛金	6,443,784
売掛金	1,739,090	一年内返済予定の長期借入金	98,622
商品	1,693,023	未払金	1,582,496
前払費用	111,868	未払法人税等	2,516,447
繰延税金資産	577,237	未払消費税等	275,335
未収入金	62,796	預り金	74,323
その他	46,647	賞与引当金	484,200
貸倒引当金	△ 29,000	その他	3,981
固定資産	10,027,125	固定負債	734,151
有形固定資産	2,570,408	社債	500,000
建物	520,935	長期借入金	83,044
構築物	7,911	役員退職慰労引当金	151,107
器具備品	121,592	負債合計	12,213,342
土地	1,733,150	(資本の部)	
建設仮勘定	186,818	資本金	2,660,138
無形固定資産	119,380	資本剰余金	2,517,953
ソフトウェア	83,607	資本準備金	2,517,953
その他	35,773	利益剰余金	13,600,104
投資その他の資産	7,337,336	利益準備金	16,652
投資有価証券	120,363	任意積立金	8,209,280
子会社株式	45,050	固定資産圧縮積立金	9,280
子会社長期貸付金	30,000	別途積立金	8,200,000
長期前払費用	594,836	当期未処分利益	5,374,172
繰延税金資産	133,393	株式等評価差額金	39,633
長期性預金	1,000,000	自己株式	△ 2,102,028
保証金敷金	5,569,990	資本合計	16,715,801
その他	21,701	負債及び資本合計	28,929,143
貸倒引当金	△ 178,000		
資産合計	28,929,143		

損 益 計 算 書

〔平成17年3月1日から〕
〔平成18年2月28日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
(経 常 損 益 の 部)		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		48,570,763
売 上 高	48,570,763	
営 業 費 用		38,763,450
売 上 原 価	19,304,679	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,458,770	
営 業 利 益		9,807,313
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		47,591
受 取 利 息	8,292	
受 取 配 当 金	30,642	
受 取 販 売 奨 励 金	5,044	
そ の 他	3,613	
営 業 外 費 用		42,557
支 払 利 息	3,952	
社 債 利 息	7,959	
新 株 発 行 費	17,188	
震 災 補 修 費	4,524	
そ の 他	8,932	
経 常 利 益		9,812,348
(特 別 損 益 の 部)		
特 別 利 益		57,531
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4,000	
保 険 積 立 金 解 約 益	53,531	
特 別 損 失		446,859
固 定 資 産 除 却 損	66,086	
賃 借 契 約 解 約 に 伴 う 損 失	380,773	
税 引 前 当 期 純 利 益		9,423,019
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,043,029	
法 人 税 等 調 整 額	△ 85,956	3,957,072
当 期 純 利 益		5,465,946
前 期 繰 越 利 益 額		164,720
中 間 配 当 額		256,494
当 期 未 処 分 利 益		5,374,172

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品 個別法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 定率法
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。
主な耐用年数 建物 3～39年
器具備品 3～20年
 - 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - 長期前払費用 均等償却
4. 繰延資産の処理方法
 - 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当期に負担すべき額を計上しております。
 - 役員退職慰労引当金 平成15年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、内規に基づく制度廃止時の要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。
6. リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. 消費税等の会計処理方法
 - 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表注記

1. 千円未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 子会社に対する金銭債権債務（区分表記したものを除く）

子会社に対する短期金銭債権	19,395千円
子会社に対する短期金銭債務	46,540千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額 305,025千円
4. リース契約により使用する固定資産
 貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗設備及び什器等の一部については、リース契約により使用しております。
5. 長期性預金
 長期性預金1,000,000千円（期間5年、満期日平成22年3月）は、解約権を銀行が保有している条件付の定期預金であり、当社が満期日前に解約を申し出た場合、解約に伴う清算金を支払う必要があります。これにより受取金額が預入元本を下回る可能性があります。
6. 担保提供資産

保証金敷金	152,164千円
-------	-----------
7. 保証債務
 以下の子会社のリース取引契約上の債務に対して、経営指導念書を差入れております。

被保証会社	債務残高
波茵特股份有限公司	13,194千円
8. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 39,633千円

損益計算書注記

1. 千円未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 子会社との取引高

仕入高	646,084千円
-----	-----------
3. 1株当たり当期純利益 212円90銭

税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳（平成18年2月28日現在）

(1) 流動資産

繰延税金資産

商品評価損損金不算入額	149,363千円
賞与引当金繰入限度超過額	198,522千円
未払事業税損金不算入額	180,500千円
その他	48,852千円
繰延税金資産合計	577,237千円

(2) 固定資産	
繰延税金資産	
役員退職慰労引当金損金不算入額	61,953千円
貸倒引当金繰入限度超過額	72,980千円
一括償却資産償却限度超過額	20,352千円
その他	12,369千円
繰延税金資産合計	<u>167,655千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 6,720千円
株式等評価差額金	△ 27,541千円
繰延税金負債合計	<u>△ 34,261千円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>133,393千円</u></u>

退職給付関係

- 採用している退職給付制度の概要
 当社は確定拠出型退職給付制度として前払退職金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。
- 退職給付費用に関する事項
 確定拠出型退職給付制度に係る費用 48,444千円

利 益 処 分 案

(単位：円)

科 目	金 額	
当 期 未 処 分 利 益		5,374,172,132
利 益 処 分 額		
利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 30 円)	766,769,910	
別 途 積 立 金	<u>4,300,000,000</u>	<u>5,066,769,910</u>
次 期 繰 越 利 益		<u>307,402,222</u>

(注) 利益配当金には、自己株式431,723株分の配当金を除いております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月21日

株式会社ポイント
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中川幸三	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	阪田大門	Ⓜ

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ポイントの平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第56期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- ① 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- ② 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- ③ 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- ④ 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第56期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年4月24日

株式会社ポイント 監査役会

監査役（常勤）	新 名 宏 志	Ⓔ
監査役	横 山 哲 郎	Ⓔ
監査役	前 川 渡	Ⓔ
監査役	高 橋 惇	Ⓔ

(注) 上記監査役は高橋監査役以外は全て、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

(平成18年 2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,185,296	流 動 負 債	11,571,982
現金及び預金	14,876,014	買 掛 金	6,468,250
売 掛 金	1,829,027	短 期 借 入 金	98,622
た な 卸 資 産	1,719,750	未 払 金	1,876,308
繰 延 税 金 資 産	586,123	未 払 法 人 税 等	2,559,178
そ の 他	203,380	賞 与 引 当 金	490,600
貸 倒 引 当 金	△ 29,000	そ の 他	79,022
固 定 資 産	9,975,214	固 定 負 債	740,898
有 形 固 定 資 産	2,586,655	社 債	500,000
建物及び構築物	541,301	長 期 借 入 金	83,044
土 地	1,733,150	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	151,107
建 設 仮 勘 定	186,818	そ の 他	6,747
そ の 他	125,384	負 債 合 計	12,312,881
無 形 固 定 資 産	123,820	(資 本 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	7,264,737	資 本 金	2,660,138
投 資 有 価 証 券	120,363	資 本 剰 余 金	2,517,953
保 証 金 敷 金	5,571,760	利 益 剰 余 金	13,729,619
繰 延 税 金 資 産	134,075	株 式 等 評 価 差 額 金	39,633
そ の 他	1,616,537	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,314
貸 倒 引 当 金	△ 178,000	自 己 株 式	△ 2,102,028
資 産 合 計	29,160,510	資 本 合 計	16,847,629
		負 債 及 び 資 本 合 計	29,160,510

連結損益計算書

〔平成17年3月1日から
平成18年2月28日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
(経 常 損 益 の 部)		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		49,073,925
売 上 高	49,073,925	
営 業 費 用		39,100,620
売 上 原 価	19,383,870	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	19,716,749	
営 業 利 益		9,973,305
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		27,019
受 取 利 息	7,547	
受 取 販 売 奨 励 金	5,044	
為 替 差 益	9,091	
そ の 他	5,336	
営 業 外 費 用		42,890
支 払 利 息	12,252	
新 株 発 行 費	17,188	
震 災 補 修 費	4,524	
そ の 他	8,925	
経 常 利 益		9,957,434
(特 別 損 益 の 部)		
特 別 利 益		57,531
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	4,000	
保 険 積 立 金 解 約 益	53,531	
特 別 損 失		446,859
固 定 資 産 除 却 損	66,086	
賃 借 契 約 解 約 に 伴 う 損 失	380,773	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,568,105
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,102,601	
法 人 税 等 調 整 額	△ 85,848	4,016,753
当 期 純 利 益		5,551,351

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項 連結子法人等は、(株)ポジック、波茵特股份有限公司(台湾)の2社であります。
全ての子会社を連結しているため、非連結子法人等はありません。
2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項 連結子法人等のうち波茵特股份有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、当該連結子法人等の決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結決算上調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ その他有価証券時価のあるもの
 - …連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品……主に個別法による原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産
 - …主に定率法(ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)
 - 主な耐用年数
 - ・ 建物 3～39年
 - ・ その他(器具備品) 3～20年
 - ② 無形固定資産
 - …定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に5年)に基づく定額法によっております。
 - ③ 長期前払費用
 - …均等償却
 - (3) 重要な繰延資産の処理方法 新株発行費
…支出時に全額費用として処理しております。

- (4) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
…当社及び国内連結子法人等は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
…当社は平成15年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、内規に基づく制度廃止時の要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
在外子法人等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主に通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理方法
…消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等は設立時より100%持分子会社であるため、該当事項はありません。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結子法人等は設立時より100%持分子会社であるため、該当事項はありません。

連結貸借対照表の注記

1. 千円未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 336,603千円
3. リース契約により使用する固定資産
連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、店舗設備及び什器等の一部については、リース契約により使用しております。

4. 長期性預金

投資その他の資産「その他」に含まれている長期性預金1,000,000千円（期間5年、満期日平成22年3月）は、解約権を銀行が保有している条件付の定期預金であり、当社が満期日前に解約を申し出た場合、解約に伴う清算金を支払う必要があります。これにより受取金額が預入元本を下回る可能性があります。

5. 担保提供資産

保証金敷金 152,164千円

連結損益計算書の注記

1. 千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益 216円22銭

税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳（平成18年2月28日現在）

(1) 流動資産

繰延税金資産

商品評価損損金不算入額	149,363千円
賞与引当金繰入限度超過額	201,210千円
未払事業税損金不算入額	182,816千円
その他	52,733千円
繰延税金資産合計	<u>586,123千円</u>

(2) 固定資産

繰延税金資産

役員退職慰労引当金損金不算入額	61,953千円
貸倒引当金繰入限度超過額	72,980千円
一括償却資産償却限度超過額	21,034千円
その他	12,369千円
繰延税金資産合計	<u>168,336千円</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 6,720千円
株式等評価差額金	<u>△ 27,541千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 34,261千円</u>

繰延税金資産の純額	<u>134,075千円</u>
-----------	------------------

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子法人等は、確定拠出型退職給付制度として前払退職金制度及び確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出型退職給付制度に係る費用 49,518千円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月21日

株式会社ポイント
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中川幸三	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	阪田大門	Ⓜ

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ポイントの平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第56期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社ポイント及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第56期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年4月24日

株式会社ポイント 監査役会

監査役（常勤）新 名 宏 志 ㊟

監査役 横 山 哲 郎 ㊟

監査役 前 川 渡 ㊟

監査役 高 橋 惇 ㊟

（注）上記監査役は高橋監査役以外は全て、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

2, 555, 734個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第56期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類24頁に記載のとおりであります。

当社は、利益配分について、顧客としても株主としても満足していただけるよう、魅力あるブランドの開発、商品の提供に必要な事業への投資を行い、一層の企業価値（株主価値）の向上を図っていくとともに、株主様への還元については、安定した配当を維持しながら、業績に応じて増配を行っていくことを基本方針としております。

以上の方針に基づき、当期末の利益配当金につきましては、当期の業績や今後の事業展開等を勘案し、前期に比べ10円増配して1株につき30円の普通配当とさせていただきますたく存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款について所要の変更を行うものであります。また、条文新設などに伴い対応する条数の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」が施行されたことに伴い、単元未満株式について行使することができる権利を定めるために、変更定款案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 「会社法」および法務省令により、定款に定めることによって、株主総会の招集に際しインターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は、株主に対して株主総会参考書類等を提供したものとみなすことが可能となりますので、株主の皆様の利便性を高めるために変更定款案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (4) 「会社法」では、株主総会、取締役会および監査役会の議事録は「会社法」第318条、第369条第3項、第4項、第371条第1項ならびに法務省令に基づき作成するとともに備置きしなければならず、任意的記載事項である現行定款第17条（議事録）および現行定款第27条（取締役会の議事録）は不要となりますので、これらを削除するものであります。

- (5) 取締役の経営責任を明確化し、経営体質の強化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質を構築するために、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）を変更するものであります。
- (6) 執行体制を充実し、迅速な意思決定による機動的な経営の実現と競争力の強化を図るために、副会長および副社長職を追加することとし、現行定款第22条（執行役員）を変更するものであります。
- (7) 「会社法」第370条により取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的な開催と決議に加わることができる取締役全員の意見を反映することが可能となるように、変更定款案第27条（取締役会の決議）第2項を新設するものであります。
- (8) 「会社法」第427条第1項により、社外監査役および会計監査人との間に責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、社外監査役および会計監査人がその役割を十分に発揮できるよう、また、有能な社外監査役および会計監査人を招聘できるようにするため、変更定款案第37条（監査役の責任免除）第2項および変更定款案第39条（会計監査人の責任限定契約）を新設するものであります。
- (9) 「会社法」第459条第1項により、定款に定めることによって剰余金の配当等についての権限を取締役に付与することが可能となりますので、機動的な資本政策を行えるように、変更定款案第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- (10) その他、文言および表現を、「会社法」および会社の実情に即して変更し、整備を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を下記変更定款案のとおり改めるものであります。

(下線は、変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、株式会社ポイントと称し、英文では POINT INC. と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 繊維品の製造、加工、仕入及び販売</p> <p>2. 時計、眼鏡、靴、化粧品、靴、服飾用アクセサリー、宝石及び貴金属の仕入及び販売</p> <p>3. 皮製品、室内装飾品、食料品、インテリア用品、スポーツ用品、家庭用雑貨の仕入及び販売</p> <p>4. 衣料用繊維品、家庭用雑貨ならびに室内装飾品の保管、検品及び管理</p> <p>5. 荷造包装業</p> <p>6. 有価証券の運用及び保有</p> <p>7. 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。</p> <p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、株式会社ポイントと称し、英文では POINT INC. と表示する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 繊維品の製造、加工、仕入および販売</p> <p>(2) 時計、眼鏡、靴、化粧品、靴、服飾用アクセサリー、宝石および貴金属の仕入および販売</p> <p>(3) 皮製品、室内装飾品、食料品、インテリア用品、スポーツ用品、家庭用雑貨の仕入および販売</p> <p>(4) 衣料用繊維品、家庭用雑貨ならびに室内装飾品の保管、検品および管理</p> <p>(5) 荷造包装業</p> <p>(6) 有価証券の運用および保有</p> <p>(7) 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を茨城県水戸市に置く。</p> <p>第 4 条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、50,000千株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>第7条 (1単元の株式の数) 当社の1単元の株式の数は、10株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、50,000千株とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、10株とする。</p> <p>2 <u>当社は、前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>第8条（単元未満株券の不発行）</u> <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第9条（単元未満株式の買増請求） 当社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）</u>することができる。</p> <p>2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>第10条（名義書換代理人）</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第9条（単元未満株式の買増請求） 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その<u>有する単元未満株式の数</u>と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。</p> <p>2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第10条（単元未満株式についての権利）</u> <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 前条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>第11条（株主名簿管理人）</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し</u>し<u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社ではこれを扱わない。</u></p> <p>第11条（株式取扱規程） 当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料等は、法令または定款に定めるもの</u>のほか、<u>取締役会に定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第12条（基準日） 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において株主の<u>権利</u>を行使できる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使できる株主または質権者とする。</p>	<p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き</u><u>その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第12条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第13条（基準日） 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会において株主の議決権を行使することができる株主</u>とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使<u>することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集することができる。</p> <p>第14条（招集者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、社長が招集し議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</p> <p>2 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地のほか、東京都区内においてこれを招集することができる。</p> <p>第15条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、社長が招集し議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権ある他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに、その代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><u>第17条（議事録）</u> <u>株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、もしくは電子署名する。</u></p> <p><u>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>第19条（取締役の選任） 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</p>	<p>2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第18条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに、その代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>第20条（取締役の選任） 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠または増員により就任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役） 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>第22条（執行役員） 当会社は、取締役会の決議により、<u>社長1名</u>を選任し、<u>必要に応じて、</u>会長1名、専務執行役員、常務執行役員、<u>執行役員</u>各若干名を選任することができる。</p> <p>第23条（相談役及び最高顧問） 当会社は、取締役会の決議により、<u>相談役及び最高顧問</u>を選任することができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>社長</u>が招集し、議長となる。 2 <u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。 (削除)</p> <p>第22条（代表取締役） 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>第23条（執行役員） 当会社は、取締役会の決議により、<u>会長、副会長、社長、副社長各1名、専務執行役員、常務執行役員および執行役員</u>各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（相談役および最高顧問） 当会社は、取締役会の決議により、<u>相談役および最高顧問</u>を選任することができる。</p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>会長</u>が招集し、議長となる。 2 <u>会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第25条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第26条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>第27条（取締役会の議事録）</u> <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、もしくは電子署名する。</u></p> <p><u>2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第29条（報酬） 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第26条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第30条（取締役の責任免除） 当社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項<u>第5号</u>の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、社外取締役との間に、同条第1項<u>第5号</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>商法第266条第19項各号に定める金額の合計額</u>とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条（監査役の員数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第32条（監査役の選任） 当社の監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第33条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠により選任された監査役の任期</u>は、退任した監査役の任期の満了す<u>べき時</u>までとする。</p>	<p>第30条（取締役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項</u>の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額</u>とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条（監査役の員数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第32条（監査役の選任） 当社の監査役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>第33条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期</u>は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第34条（監査役会の招集手続） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （新設）</p> <p>第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>第36条（報酬） 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第37条（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 （新設）</p>	<p>第34条（監査役会の招集手続） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>第36条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第37条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項の行為に関する監査役</u>（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第38条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第39条 (利益配当) <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条 (会計監査人の選任)</u> <u>会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>第39条 (会計監査人の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第40条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの<u>1年とする。</u></p> <p><u>第41条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。</u></p> <p>3 <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>第40条（中間配当）</u> <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の配分（以下「中間配当」という。）を行うことができる。</u></p> <p><u>第41条（除斥期間）</u> <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>（附則）</u> <u>第9条の規定ならびに第10条および第11条の買増請求に係る規定の改正は、平成17年6月1日より効力を生じるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第43条（除斥期間）</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

1. 変更の内容

当社の取締役の報酬額は、平成17年5月26日開催の第55回定時株主総会において、年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議され今日に至っておりますが、この確定金銭報酬に加え、平成19年2月期より3ヵ年の中期経営計画の達成を条件とするインセンティブとして「中期業績賞与」を取締役に支給することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、個別の具体的な支給金額、支給時期等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現在の取締役は8名であります。

2. 変更を相応とする理由

中期経営計画の達成に対する当社取締役の意欲と士気をより一層高めることを目的として、中長期的なインセンティブ制度を導入するものであり、中長期的な業績連動型報酬として適切なものであると存じます。

3. 「中期業績賞与」の要領と報酬額の具体的算定基準

平成21年2月期決算における当社の業績が、売上高（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」による。以下同じ。）760億円以上、かつ当期純利益75億円以上であった場合、平成21年2月末日の時点で現任の取締役に対して、平成21年2月期の当期純利益の3.5%を上限に、平成19年2月期より平成21年2月期までの期間において当社または当社の関係会社の取締役もしくは執行役員の地位にあった期間等に基づき取締役会が決定する報酬額を支給します。

第4号議案 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役の報酬は、平成17年5月26日開催の第55回定時株主総会において、年額3億円以内と決議され今日に至っておりますが、この確定金銭報酬に加え、会社法第361条の規定に基づき、以下の要領により、報酬として年額2千万円の範囲内で、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります

なお、会社法第239条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定につきましては取締役会にご一任願いたく存じます。

ただし、本議案は第3号議案にてご承認をお願いしております「中期業績賞与」の株式への転換を可能にすることを目的に付与するものでありますので、本議案は第3号議案（取締役の報酬額改定の件）のご承認を前提とするものであります。

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

平成19年2月期より3ヵ年の中期経営計画の達成を条件に支給する報酬である「中期業績賞与」の株式への転換を可能にし、中長期的な業績の向上に対する意欲と士気を一層高めることと、中長期的な株価の向上と報酬を連動させることにより、当社の企業価値向上に資することを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役8名とする。

3. 新株予約権の数

3,000個

4. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権1個につき当社普通株式10株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

- (2) 各新株予約権行使時に払込みをすべき金額
新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が発行日の終値（当日に取引が無い場合には、それに先立つ直近日の最終価格とする。以下同じ。）を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

- (3) 各新株予約権の発行価額
付与日においてブラックショールズモデルにより算定した価額とする。
- (4) 新株予約権の発行価額の払込期日
次項に掲げる新株予約権の行使期間の初日の前日までとする。
- (5) 新株予約権の行使期間
平成21年4月15日（日本時間）から平成21年5月29日の銀行営業終了時（日本時間）までとする。ただし、当該日が日本の銀行営業日でない場合は、これに先立つ直近の銀行営業日までとする。
- (6) 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合に資本に組み入れる額
行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - ② 新株予約権を行使できる新株予約権の行使回数は権利行使期間を通じて1回に限る。

- ③ 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役または執行役員でなければならない。
- ④ 新株予約権者が、平成21年2月末日時点で当社または当社の関係会社の取締役である場合は、当社の平成21年2月期決算において、売上高が760億円を上回り、かつ当期純利益が75億円を上回る場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ⑤ 新株予約権者が、平成21年2月末日時点で当社または当社の関係会社の執行役員である場合は、当社の平成21年2月期決算において、売上高が760億円を上回り、かつ営業利益が137億円を上回る場合に限り本新株予約権を行使することができる。
- ⑥ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ⑦ その他権利行使の条件については、取締役会決議により決定する。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得し、これを消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (10) 細目事項
新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社執行役員および当社子会社取締役の長期的な株主価値の向上に対する意欲と士気を一層高めることを主眼に、会社法第236条、第238条、および第239条の規定に基づき、下記の要領により、ストックオプションの目的で当社の取締役を兼務しない執行役員および当社子会社取締役に対して新株予約権を無償で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、会社法第239条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定につきましては取締役会にご一任願いたく存じます。

1. 特に有利な条件により新株予約権を割り当てる理由

当社執行役員および当社子会社取締役の中長期的な業績および株主価値の向上に対する意欲と士気を一層高めることを目的に、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役を兼務しない執行役員および当社子会社取締役とする。

3. 新株予約権の数

2,000個

4. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

新株予約権1個につき当社普通株式10株とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

(2) 各新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が発行日の終値（当日に取引が無い場合には、それに先立つ直近日の最終価格とする。以下同じ。）を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

(3) 新株予約権の行使期間

平成21年4月15日（日本時間）から平成21年5月29日の銀行営業終了時（日本時間）までとする。ただし、当該日が日本の銀行営業日でない場合は、これに先立つ直近の銀行営業日までとする。

(4) 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合に資本に組み入れる額

行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権を行使できる新株予約権の行使回数は権利行使期間を通じて1回に限る。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役または執行役員でなければならない。
- ④ 新株予約権者が、平成21年2月末日時点で当社または当社の関係会社の取締役である場合は、当社の平成21年2月期決算において、売

上高が760億円を上回り、かつ当期純利益が75億円を上回る場合に限り本新株予約権を行使することができる。

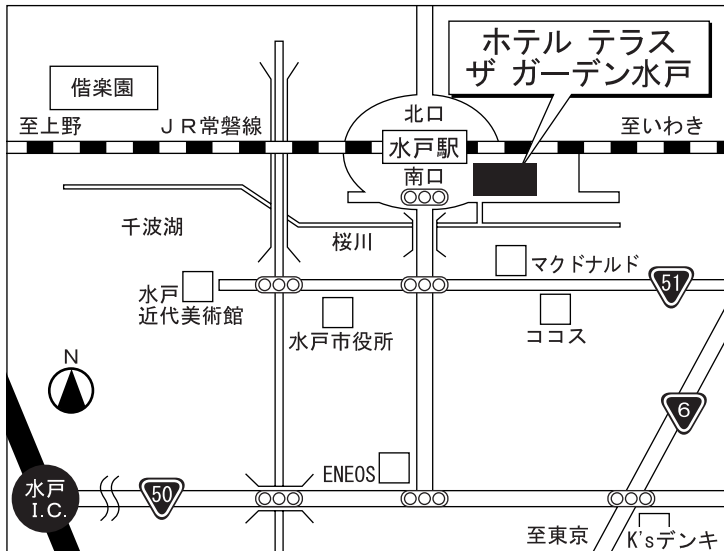
- ⑤ 新株予約権者が、平成21年2月末日時点で当社または当社の関係会社の執行役員である場合は、当社の平成21年2月期決算において、売上高が760億円を上回り、かつ営業利益が137億円を上回る場合に限り本新株予約権を行使することができる。
 - ⑥ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めない。
 - ⑦ その他権利行使の条件については、取締役会決議により決定する。
- (6) 新株予約権の取得事由および条件
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得し、これを消却することができる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (8) 細目事項
新株予約権に関する細目事項は、取締役会決議により決定する。

以 上

第56回定時株主総会会場ご案内図

会 場 茨城県水戸市宮町一丁目7番
ホテル テラス ザ ガーデン水戸 3階 シーブリーズ

交 通 JR常磐線水戸駅下車、徒歩1分（直結）



お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので
お車でのご来場はご遠慮願います。